

No.10 多発している足場 - 墜落・転落の死亡災害事例（2022年）

2022年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模
12	14～16	外壁改修工事において、北面の6段目のシート張り完了後、7段目の組立て中、7段目の作業床から約1.1m墜落したもの。7段目に設置した親綱を腰よりも高い位置に盛り替える前に墜落した。	030209	411	1	1～9
11	14～16	事業主と被災者の2名で2階建て住宅の雨どい交換等工事で、事業主が足場上で雨どいを取り外し、被災者が取り外した雨どいを地上で受け取る分担で作業をしていたところ、被災者が躯体南東角の外周足場と躯体の間隙部に墜落し、頭部を打ったもの。なお事故時、保護帽及び墜落制止用器具の着用はなかった。	030202	411	1	1～9
11	8～10	鉄骨造地上20階建て商業ビルの新築工事において、被災者が14階部の柱付近に設けられたステージ（床面から作業床までの高さ3.85メートル）に乗り、要求性能墜落制止用器具を使用し鉄骨の補強材の溶接作業を行っていたところ、何らかの理由でステージから墜落し、要求性能墜落制止用器具によって宙づりになり、その後、救出までの時間に意識を失い、死亡したもの。	030201	411	1	1～9
9	10～12	外壁から出た配管の機密を保つため密封していた箇所（高さ3.31m）を切断して配管を継ぐため、当該配管の下にある自動販売機の雨除けの骨組み（高さ2.54m）と、八寸の脚立との間に渡した杉板（幅10.5cm、長さ2mの杉板を2枚並べたもの。脚立に固定していない。）の上で作業していたところ、切断した配管の内部がおよそ2.5気圧に加圧されており、噴き出した空気に吹き飛ばされて地面に墜落した。	030302	411	1	1～9

8	10 ～ 12	木造二階建て住宅の外壁及び軒天の塗装工事において、被災者は一側足場に上がり二階の窓の養生作業を行っていたところ、一側足場上から約4.6m下のアスファルト地面に墜落し死亡した（推定）。被災状況を見ていた者はおらず、同僚がアスファルト地面に倒れていた被災者を発見したもの。なお、被災者は安全帯を着用していたが、使用していなかった。	030202	411	1	1 ～ 9
8	12 ～ 14	店舗改修工事の天井の電灯の配線替えのため脚立足場（作業床高さ1.76m）に乗り、電灯の取付作業をしていたところ、背中から墜落し、腰及び頭部が床面に激突し、この怪我により死亡した。被災者は、被災時に墜落時保護用ヘルメットを着用していた。	030203	411	1	10 ～ 29
8	8 ～ 10	被災者は、建造中の船舶のエンジンルームにおいて、仮設のつり足場の解体作業を行っていたところ、足元の足場板等の一部が斜め下方向に宙づりとなった。被災者は、宙づりになった足場板等を拾い上げようとして、宙づりになっていないつり足場の端部から誤って墜落した。	011501	411	1	1 ～ 9
8	10 ～ 12	小学校1階の職員トイレの男女の境界壁の解体作業において、高さ1.5メートルのステージを設けて、ステージ上でブレイカーを用いて壁の破碎作業を行っていたところ、被災者はステージ上に倒れこみ、壁と反対側からコンクリートの床に転落し死亡したもの。被災者は違法な派遣労働者として派遣されていた。	030309	411	1	10 ～ 29
7	18 ～ 20	地上2階建ての共同住宅新築工事において、躯体西側の足場上で外壁材取り付け作業を担当していた作業員が、地上で倒れている状態で発見され、病院に搬送されたが死亡したもの。目撃者はおらず、正確な原因は不明であるが、足場作業床（地上から1層または2層目）から、地上まで約3～5m墜落したものと推定される。	030202	411	1	1 ～ 9
6	10 ～	3階建て戸建住宅新築工事において、3階部分の足場上で塗装作業中に墜落し、死亡。	030201	411	1	1 ～

	12								9
6	8 ～ 10	太陽光パネルの設置及び整線作業のために設置された足場付近にて、心肺停止の状態で見つかったもの。	030301	411	1				1 ～ 9
6	10 ～ 12	個人宅の屋根等塗装中、被災者が高さ3.8mの足場上で屋根破風の塗装を行っていたところ、足場の外側の地面に墜落し、災害発生から約1か月後に死亡したもの。	030209	411	1				1 ～ 9
4	10 ～ 12	くさび足場の第2層目（高さ約4.5m）から墜落したもの。被災者は事故の当日サイディングを取り外す作業を行っていた。	030202	411	1				1 ～ 9
3	14 ～ 16	外壁塗装工事において、地上から高さ約6メートルの足場上で作業をしていたところ、何らかの原因で足場板の無い箇所から墜落したものの。	030209	411	1				0
3	10 ～ 12	地上4階建の共同住宅新築工事において、躯体南側の抱き足場の組立て作業中であった二次請の作業員が、地上で倒れている状態で発見され、病院に搬送されたが死亡したもの。被災者は、直前まで高さ約6.8メートルの足場上で組立作業に従事していたことから、同所から墜落したものと推定される。	030203	411	1				1 ～ 9
1	16 ～ 18	鉄骨造6階建テナントビル新築工事現場において、外壁のコーキング作業を行っていたところ、5階付近の足場から墜落したもの。	030201	411	1				1 ～ 9
1	14 ～ 16	被災者は鳶職人として入場し足場の解体作業に従事していた。解体作業に伴い、足場の10段目か9段目にて足場のメッシュシートを取り外す作業を行っていたところ、何らかの原因で足場から墜落した。	030201	411	1				50 ～ 99

出典：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.html>(職場のあんぜんサイト)

Return to [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311\\_03.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311_03.html)